

○美濃市パブリックコメント制度実施要綱

平成20年3月21日訓令甲第11号

美濃市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、行政の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「パブリックコメント制度」とは、市の基本的な計画等（以下「計画等」という。）の策定又は改廃に当たり、実施機関が案の段階で趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、広く市民等から当該計画等に対する意見、情報及び専門的知識等（以下「意見等」という。）の提出を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要とこれらに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度の実施に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(対象)

**第3条** パブリックコメント制度の対象となる計画等は、次に掲げるもののうち、市民生活に広く影響を与えるもので、実施機関が必要と認めるものとする。

- (1) 市の基本的な施策の計画、方針、制度の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(適用除外)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この要綱の規定を適用しないこと

ができる。

- (1) 計画等の策定にあたって、意見聴取等の手続が法令等により定められているもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するとき。
- (3) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て報告、答申等を行ったもの
- (4) 緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。

（計画等の案の公表）

**第5条** 実施機関は、計画等を策定しようとするときは、その意思決定を行う前に、相当の期間を設けて、計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) その他計画等の案を理解するために必要な資料

（公表の方法）

**第6条** 前条の規定による公表は、広報みへの掲載、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等、市民等が容易に入手できる方法により行うものとする。

（意見等の提出期間）

**第7条** 実施機関は、計画等の案を公表した日から30日以上期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は、公表の際に、当該意見等の提出期限を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

（意見等の提出方法）

**第8条** 意見等の提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

- 2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）、連絡先その他の必要な事項を明記するものとする。

(意見等の処理)

**第9条** 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び意見に対する実施機関の考え方を公表するものとし、計画等の案を修正したときは、修正内容及びその理由を公表するものとする。ただし、美濃市情報公開条例（平成11年美濃市条例第28号）第6条に規定する公開しないことができる公文書に該当するものは除く。

- 3 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができるものとする。

- 4 第6条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(一覧表の作成)

**第10条** 市長は、パブリックコメント制度を行っている案件の一覧表を作成し、指定する場所及びインターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民等に情報提供するものとする。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度について必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に実施機関が策定する計画等について適用する。ただし、この要綱の施行の際、現に意思決定過程にある施策等については、この限りでない。